

運行管理者が受講する講習について

「貨物自動車運送輸送安全規則」の一部改正並びに告示の制定に伴い、国土交通大臣が認定した運行管理者の一般講習は運送事業者の責任で運行管理者に受講することになっておりますが、今後運輸監理部長又は運輸支局長からの受講通知がありませんので、ご注意ください。

1. 「すでに選任されている運行管理者」については、2年毎に一般講習を受けさせること。
2. 「新たに選任された運行管理者」に選任届出をした日の属する年度（やむを得ない理由がある場合にあっては、当該年度の翌年度）に基礎講習または一般講習（基礎講習を受講していない当該運行管理者にあっては、基礎講習）を受講させる。

「新たに選任された運行管理者」とは

当該事業者において初めて選任された者のことをいい、当該事業者において過去に運行管理者として選任された者や他の営業所で選任された者は、新たに選任した運行管理者に該当しない。ただし、他の事業所において運行管理者として選任されていた者であっても当該事業者において選任されたことがなければ、新たに選任した運行管理者とする。

3. 特別講習（死亡又は重傷者を生じた事故を惹起した営業所の運行管理者又は行政処分を受けた営業所の運行管理者が対象）を受講させることについては、従来通り運輸支局長から運送事業者に対し、その旨の通知を行いますので、通知のあった運行管理者については、必ず受講させてください。
また、特別講習の通知があった運行管理者が所属する営業所に選任されている全ての運行管理者には、一般講習を2年連続して受講させてください。

貨物自動車運送事業運輸安全規則第18条第3項、第23条第1項、24条第1項及び第31条第2項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示
(平成24年4月16日施行)

○ 国土交通省告示第455号

旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令（平成24年国土交通省令第24号）の施行に伴い、並びに貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成元年運輸省令第2号）第18条第3項、第23条第1項、24条第1項及び第31条第2項に基づき、貨物運送事業運輸安全規則第18条第3項、第23条第1項、24条第1項及び第31条第2項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示を次のように定める。

(用語)

第1条 この告示において使用する用語は、貨物自動車運送事業運輸安全規則（以下「安全規則」という。）において使用する用語の例による。

(講習の種類)

第2条 安全規則第18条第3項、第23条第1項、24条第1項及び第31条第2項の運行の管理に関する講習の種類は、次のとおりとする。

- (1) 基礎講習（運行管理を行うために必要な法令、業務等に関する基礎的な知識の習得を目的とする講習をいう。以下同じ。）
- (2) 一般講習（運行管理を行うために必要な法令、業務等に関する最新の知識の習得を目的とする講習をいい、同令第23条第1項又は24条第1項の規定により国土交通大臣が認定する場合に限る。以下同じ。）
- (3) 特別講習（自動車事故又は輸送の安全に係る法令違反の再発防止を目的とした講習をいい、同令第23条第1項の規定により国土交通大臣が認定する場合に限る。以下同じ。）

(運行管理者に受けさせなければならない運行の管理に関する講習)

第3条 安全規則第23条第1項の規定により受けさせなければならない運行の管理に関する講習については、次条及び第5条に定めるところによる。

(基礎講習及び一般講習)

第4条 一般貨物自動車運送事業者は、新たに選任した運行管理者に、選任届出をした日の属する年度（やむを得ない理由がある場合にあっては、当該年度の翌年度）に基礎講習または一般講習（基礎講習を受講していない当該運行管理者にあっては、基礎講習）を受講させなければならない。

- 2 一般貨物自動車運送事業者は、次に掲げる場合には、当該事故又は当該処分（当該事故に起因する処分を除く。以下「事故等」という。）に係る営業所に属する運行管理者に、事故があった日の属する年度及び翌年度（やむを得ない理由がある場合にあっては、当該年度の翌年度及び翌々年度、前項、この項又は次項の規定により既に当該年度に基礎講習又は一般講習を受講させて場合にあっては、翌年度）に基礎講習または一般講習を受講させなければならない。

(1) 死者又は重傷者（自動車損害賠償保障法施行令（昭和30年政令第286号）第5条第2項又は第3号に掲げる傷害を受けた者をいう。）を生じた事故を引き起こした場合

(2) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号。以下「法」という。）第33条（法第35条第6項において準用する場合を含む。）の規定による処分（輸送の安全に係るものに限る。）の原因となった違反行為をした場合

3 一般貨物自動車運送事業者は、運行管理者に、第1項又は前項の規定により最後に基礎講習又は一般講習を受講させた日の属する年度の翌々年度以後2年ごとに基礎講習又は一般講習を受講させなければならない。

（特別講習）

第5条 一般貨物自動車運送事業者は、前条第2項各号に掲げる場合には、事故等に係る営業所に属する運行管理者（当該営業所に複数の運行管理者が選任されている場合にあつては、統括運行管理者及び事故等について相当の責任を有する者として運輸監理部長又は運輸支局長が指定した運行管理者）に、事故等があった日（運輸監理部長又は運輸支局長の指定を受けた運行管理者にあつては、当該指定の日）から1年（やむを得ない理由がある場合にあつては1年6月）以内においてできる限り速やかに特別講習を受けさせなければならない。

（5回以上受講する運行の管理に関する講習）

第6条 安全規則第24条第1項の規定により運行の管理に関する講習を5回以上受講する者は、少なくとも1回、基礎講習を受講しなければならない。

附 則

この告示は、旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業運輸安全規則の一部を改正する省令の施行の日から施行する。